

平成 24 年度 第 2 回 佐鳴湖のみらいを育む会 議事要録

日 時	平成 24 年 10 月 27 日 13 : 30 ~ 17 : 30	次 第
会 場	浜松総合庁舎 101 会議室	1) 開会 2) 自己紹介 3) これまでの取り組みについて 4) 部会 – 具体的な取り組みについて – 5) 閉会
参加者	会員 19 名、行政担当者 18 名 事務局 6 名	

1) 開会あいさつ		事務局
	本日はお忙しいところご出席いただきお礼を申し上げたい。前回は、部会ごとに佐鳴湖の目標とする姿を検討していただいた。本日は、具体的な取り組みについての検討をお願いしたい。	
2) 自己紹介		
	前回自己紹介していない会員一人ずつ自己紹介	
3) これまでの取り組みについて		説明：事務局
	スライドを用いて、佐鳴湖のみらいを育む会の位置づけ・役割、次期行動計画策定の流れとスケジュール、次期行動計画の構成の中で佐鳴湖のみらいを育む会において検討する項目、取り組みシートと本日の検討テーマの抽出について説明した。	
4) 部会		説明：事務局
	スライドを用いて、本日の部会の検討の進め方について説明した。	
【質疑】		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討テーマを、このように集約した意味を教えてください。今日は、行政の方に来ていただいているので、たくさん行政の方のご意見を伺いたいと考えている。(メンバー) ・ 全てのテーマを検討すると時間が足りないため、市民と行政が協働で実施できそうな取り組みを中心に設定した。それ以外の取り組みについては、自由意見の場をお願いしたい。また、本日の検討で足りない部分があれば、次回検討することも考えている。(事務局) ・ 行政と協力しながら実施するとはどういうことか。(メンバー) ・ 個々の取り組みで異なってくる。本日、行政と一緒に話し合っていたきたい。啓発活動など市民の意識を変えていく点では市民活動は重要であるが、実際に実施する際には、専門的な知識を持つ行政の役割が大きい。そういった点で協力が必要となる。(事務局) ・ 私も同じことを質問しようと思った。個々の取り組みにおいて、行政が仕事として実施すること、市民が休日に実施すること、行政も休日に一市民として参加することが具体的に明確になれば、取り組みを進めるイメージがはっきりする。(メンバー) ・ まさにそれを議論していただきたいと考えているので、よろしくをお願いしたい。(事務局) 	
	3 部会に分かれて検討 検討結果の発表（検討結果の詳細は、別紙参照）	

<p><県からの情報提供></p>	<p>浜松土木事務所</p>
<p>・配布資料を用いて、北岸地区、小藪地区の護岸整備と、静大合宿所・艇庫の移転について説明した。</p>	
<p>【質疑】</p>	
<p>・ 北岸のワークショップで、自然保護区の位置づけで共通認識を得ている場所である。自然を改変する事業を、実施段階で報告するのはいかなるものか。事前にお話しいただかなければ反対意見が出る。</p> <p>また、この場所は、深さが年によって変化する。艇の出入りのため掘削しても、すぐ埋まってしまうと思われる。学生の安全確保が難しいことも考えられるため、私は適地ではないと思う。皆さんはどう思われるか。(メンバー)</p>	
<p>・ 移転の理由を教えてください。(メンバー)</p>	
<p>・ 防災堤防の築堤用地に、静大の用地の9割が掛かってしまうために移転する。これは、平成14年以来交渉してきた懸案事項である。当初、西岸の浜松市艇庫敷地への移転を検討していたが、合宿所の併設が難しく、静大も難色を示していた。今回、便がいい北岸への移転の要望があり、移転先地検討の結果この場所を選定させていただいた。(浜松土木事務所)</p>	
<p>・ 早期の築堤は地元の強い要望であったため、よく調整していただいたと思う。(メンバー)</p>	
<p>・ 浜松市公園課に相談に伺った際、自然保護の位置付けについて伺っていた。早い時期に皆様にご理解いただくべきであったと深く反省している。(浜松土木事務所)</p>	
<p>・ 用途が第一種低層住居専用地域であれば、公聴会を開き、半径50mの範囲の住民の了解が必要である。その意見はどのように捉えられるか。(メンバー)</p>	
<p>・ 公聴会が開催され、建物の設計や周りの環境整備について意見が出されれば静大が対処することになる。</p> <p>また、移転先に接する道路が、現在のままでは建築確認が下りないため、境界の立会いを実施した。その際、50m範囲の住民の大半が参加したため、県と静大の連名でご意見を伺ったところ、騒音やゴミ、バーベキューの煙の監視についてご意見をいただいた。出されたご意見に対しては、建築許可申請を出す前に対応していきたいと考えている。(浜松土木事務所)</p>	
<p>・ 静大の事業に、県がどこまで関与していくのか。(メンバー)</p>	
<p>・ 土地は、県と静大と土地提供者が三者契約を結んでいる。県としては、移転が出来なければ、既存の建物が撤去されず契約不履行となるため、建物が建つまでは責任がある。漕艇部の活動が従前どおりできるよう、できる限り協力していきたいと考えている。</p> <p>また、今後事業の進捗については、当会を含む佐鳴湖に関わる地域協議会等においても報告させていただく。(浜松土木事務所)</p>	
<p>5) 閉会</p>	<p>事務局</p>
<p>本日は長時間に渡り、誠に申し訳なかった。検討内容は事務局で整理し、議事録としてフィードバックさせていただく。</p>	
<p>次回は、12月中旬の開催を考えている。引き続き、取り組みを検討していただくと共に、目標や指標についても議論していきたい。</p>	
<p>また、土曜日開催としているが、今回は日程調整が難しかった。平日夜の開催のご提案もいた</p>	

だいている。これについて意見を伺いたい。

- 本日、14 時半から開催することにしたのはなぜか。土曜日開催するとしても、12 月はもっと暗くなるのが早いので、もう少し早い時間に開催してほしい。(メンバー)
- 本日は午前中に佐鳴湖のヨシ刈りが開催されていた。行政の都合で会の時間を調整させていただいたため、申し訳なかった。(事務局)
- 皆様に事前に伺った参加可能日から、参加率の高い本日を選定させていただいた。次回はできるだけ早い時間に開催させていただきたい。(事務局)
- 取り組みシートは全ての項目が配布されていない。できれば、全体像がわかるように他のシートも送っていただきたい。(メンバー)
- 事前にご案内しましたとおり、ご希望の方は、浜松市環境保全課にご一報いただければ送付させていただくため、よろしく願いたい。(メンバー)

以 上

佐鳴湖のみらいを育む会で検討する取り組み 第2回までの検討状況

No.	取り組みの名称	優先	新規	部会			第2回 議題	第2回までの検討結果・状況 (事務局まとめ)	討議 状況
				水質・水量部	自然・生物	周辺環境			
1	下水道整備・合併浄化槽の整備	◎		●			◎ 水質・水量	引き続き新計画に入れることに決定。 ただし、今回出た意見をもとにPR方法などの詳細を担当課で検討する必要がある。	済
2	事業場排水対策			●			◎ 水質・水量	引き続き新計画に入れることに決定。 ただし、事業場への補助について担当課で検討する必要がある。	済
3	生活排水対策の啓発			●				特に意見がなければ、No.1に統合して啓発することとする。	保留 (記載する方針)
4	市街地の面源負荷対策	◎		●			◎ 水質・水量	引き続き新計画に入れることに決定。 ただし、市民活動のあり方や新たなゴミ取りネットの設置について詳細を担当で検討していく必要がある。	済
5	農地の面源負荷対策			●				特に意見がなければ、担当課で詳細を検討の上、引続き実施する。	保留 (記載する方針)
6	面源負荷の説明・活動の啓発	◎		●				特に意見がなければ、担当課で詳細を検討の上、引続き実施する。	保留 (記載する方針)
7	直接浄化施設の維持管理・活用			●		●		特に意見がなければ、担当課で詳細を検討の上、引続き実施する。	保留 (記載する方針)
8	EM菌などによる水処理実験		◎	●			○ 水質・水量	誰がどのように実験するのかを第3回で明確にする必要がある。 その上で、他自治体の実験結果、今回提案のある実験内容について情報を収集して検討する	次回検討
9	湖内の低水温化		◎	●	●			特に意見がなければ、担当課で検討の上、計画に記載するか決定する。	保留 (担当課判断)
10	塩水化対策(下流からの遡上対策)		◎	●				特に意見がなければ、担当課で検討の上、計画に記載するか決定する。	保留 (担当課判断)
11	湖水や流入河川の水質の監視	◎	○	●				水質調査の実施は引続き実施するが、周知の方法や季節ごとの目標値については担当課で検討する(季節ごとの目標値については、計画への記載も含めて検討する)。	保留 (記載する方針)
12	水質目標達成のためのシミュレーション			●				特に意見がなければ実施する。	保留 (記載する方針)
13	市民への情報発信(水質)			●			○ 水質・水量	特に意見がなければ、担当課で詳細を検討しつつ引続き実施する。	済
14	佐鳴湖独自の指標の設定		○	●				特に意見がなければ、国交省の新しい水質管理指標を準用して計画に記載する。	保留 (記載する方針)
15	雨水浸透ますの設置推進	◎	○	●			◎ 水質・水量	引き続き計画に記載することに決定。 ただし、設置義務化は難しいため、その他の普及促進対策を検討する必要がある。	済
16	雨水貯留タンクの設置促進	◎	◎	●			◎ 水質・水量	計画に入れるが、啓発のみの内容とする	済
17	透水性舗装の推進	◎		●				特に意見がなければ、担当課で詳細を検討の上、引続き実施する。	保留 (記載する方針)
18	湧水池の整備	◎	◎	●		●	○ 水質・水量	公園内の湧水池の保全是公園課が担当することよく、詳細については公園課で検討して計画への記載を検討する。 太刀洗池やその他の湧水池の整備については、現状で行政担当課が明確でないため、目的(水質保全目的?親水空間創出目的?観光スポット創出目的?)、範囲(上流河川まで含むのか、湖岸付近でよいのか)をみらいを育む会で明確にし、その目的に対する効果を当該担当課で検討しなければならない。	次回検討
19	河川内の湧水対策	◎	◎	●				特に意見がなければ、担当課で検討の上、計画に記載するか決定する。	保留 (担当課判断)
20	地下水の利用対策		◎	●				特に意見がなければ、担当課で検討の上、計画に記載するか決定する。なお、地下水については既に別の協議会があることも考慮する。	保留 (担当課判断)
21	導水事業		◎	●	●		○ 水質・水量	継続的な研究や検討が必要である。ただし、今回策定する計画に入れない。	済
22	緑地・樹木の保全・保護事業	◎	○	●	●		◎ 自然・生物	新計画に入れることとするが、担当課で全体像(あるべき姿)を検討する必要がある。なお、NO.27も統合して計画に記載する。	次回結論を確認
23	自然景観の保護・形成		◎	●	●			特に意見がなければ、担当課で詳細を検討の上、引続き実施する。 (新規事業の市民協働による景観計画の策定も担当課で検討)	保留 (担当課判断)
24	名勝地「佐鳴湖」のPR		◎			●		特に意見がなければ、担当課で検討の上、計画に記載するか決定する。	保留 (担当課判断)
25	湖岸・河岸の維持管理(コン)			●	●	●		特に意見がなければ、担当課で詳細を検討の上、引続き実施する。	保留 (記載する方針)

佐鳴湖のみらいを育む会で検討する取り組み 第2回までの検討状況

No.	取り組みの名称	優先	新規	部会			第2回議題	第2回までの検討結果・状況 (事務局まとめ)	討議状況
				水質・水量部	自然・生物	周辺環境			
26	湖岸・河岸の維持管理(清掃)	◎	○			●	◎ 周辺環境	引き続き新計画に入れることに決定。 ただし、公園、湖岸管理の担当が詳細を検討する。	済
27	生息環境の創出(植林)	◎	◎		●		◎ 自然・生物	N0.22に統合して、計画に記載。内容はNo.22と同じだが、流域までに範囲を広げるべきではないという意見も考慮する。	次回結論を確認
28	生息環境の創出(佐鳴湖内の水草)	◎	◎		●		◎ 自然・生物	新計画に入れることとする。担当課を決めて、詳細を検討する必要がある。	次回結論を確認
29	生息環境の創出(湖岸の整備)	◎	◎	●	●		◎ 自然・生物	現状の担当課の方針について第3回で明確にする。また、計画に記載できるとしても、「実施」とするのか「調査・研究」とするのかについて検討する。	次回検討
30	生息環境の創出(流入河川の整備)		○	●	●		○ 自然・生物	新計画に入れることとする。詳細は担当課で検討する。	次回結論を確認
31	生息環境の創出(ヤマトシジミの復活)	◎		●	●		◎ 自然・生物	新計画に入れることとする。詳細は現在のシジミプロジェクト協議会の動向をふまえて検討する。	次回結論を確認
32	外来種対策	◎	◎		●		○ 自然・生物	行政として何ができるのか検討する必要がある。(第3回までの結論付けは難しい)	次回結論を確認
33	捨て猫対策		○			●		特に意見がなければ、担当課等で検討の上、計画に記載するか決定する。	保留 (担当課判断)
34	環境学習(水質に関する学習)					●		特に意見がなければ、No.35と統合し、担当課で詳細を検討の上、引き続き実施する。	保留 (記載する方針)
35	環境学習(学校での学習)		◎			●		特に意見がなければ、No.34と統合し、担当課で詳細を検討の上、引き続き実施する。	保留 (記載する方針)
36	学習(環境学習に限らない)の場の確保	◎	◎			●	◎ 周辺環境	公園内の施設については、公園課がWSを開催して検討する予定である。その結果により計画に入れるべきか判断する。	済
37	佐鳴湖の利用者増加対策(公園)	◎	○			●	○ 周辺環境	佐鳴湖利用者の増加がプラスになるのかを考慮した上で検討すべき	次回検討
38	佐鳴湖の利用者増加対策(湖内・湖上)		◎			●		特に意見がなければ、担当課等で検討の上、計画に記載するか決定する。なお、No.37の検討結果も参考にする。	保留 (担当課判断)
39	佐鳴湖公園のコンセプト統一	◎	○			●		特に意見がなければ、担当課の判断で計画に記載するか決定する。なお、現状でも、公園課と市民の協働で公園整備の計画を立てていることも計画に入れるかの判断をする上で考慮すべきである。	保留 (担当課判断)
40	飲食の場の確保		◎			●		特に意見がなければ、担当課等で検討の上、計画の記載するか決定する。なお、No.37の検討結果も参考にする。	保留 (担当課判断)
41	エコファーマーの活動促進	◎	○			●	◎ 周辺環境	新計画に入れるが、様々な課題があるのでそれらをクリアできるように詳細を検討する必要がある。	済
42	佐鳴湖利用マナーの向上		◎			●	◎ 周辺環境	「釣り人のマナー向上」も加えて、新計画に記載する。	済
43	市民への情報発信(佐鳴湖での活動)					●		引き続き新計画に入れることに決定。 ただし、詳細を担当課で検討する必要がある。	保留 (記載する方針)
44	佐鳴湖コーディネーターの設定		◎			●	◎ 周辺環境	新計画に記載することに決定。ただし、「コーディネーター」は分かりづらいので、佐鳴湖博士を復活させるかたちとする。詳細は要検討。	済
45	イベントの開催		○			●		新計画に入れる方針だが、詳細については地域協議会事務局で検討する。	保留 (記載する方針)
46	イメージキャラクターの設定		◎			●		特に意見がなければ、地域協議会事務局で検討の上、計画に記載するか決定する。	保留 (担当課判断)
47	佐鳴湖の利用性・安全性の向上		◎			●		特に意見がなければ、担当課で検討の上、計画に記載するか決定する。	保留 (担当課判断)
48	エコ活動の拠点化		◎			●		特に意見がなければ、担当課で検討の上、計画に記載するか決定する。ただし、No.39とも関連して考慮する。	保留 (担当課判断)
49	交通網の整備		◎			●		特に意見がなければ、担当課で検討の上、計画に記載するか決定する。	保留 (担当課判断)
50	佐鳴湖のみらいを育むための条例の制定		◎	●	●	●		特に意見がなければ、担当課で検討の上、計画に記載するか決定する。	保留 (担当課判断)
51	佐鳴湖の水の利用		◎			●		特に意見がなければ、担当課で検討の上、計画に記載するか決定する。	保留 (担当課判断)

※「新規」欄において、◎は新たな取り組みの提案、○は大きくして今まで実施してきた取組みだが細部で新たな取組みの提案があったもの、又は、現在の計画に記載がないものを示す
※「第2回議題」欄において、◎はグループワークで協議した取り組み、○はその他自由意見が出た取り組み

【色分けの説明】

- 討議済みのもの
- 討議はしていないが、現在の計画から継続して実施する内容で新計画に掲載する方針のもの
- 第3回で討議する予定のもの
- 前回討議したが、結論が明確でないため、次回結論のみ確認するもの
- 討議は予定していない。新計画への記載は行政で判断する方針のもの